

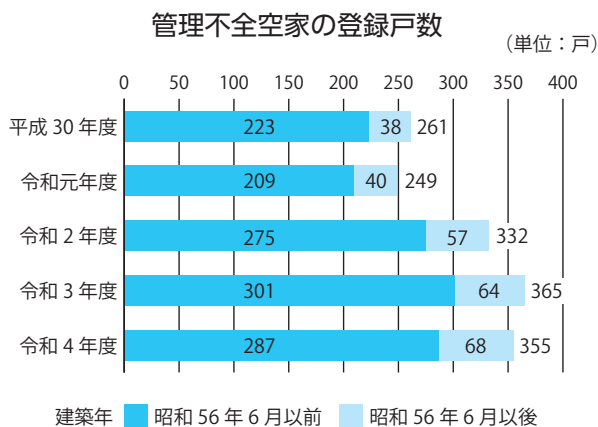
第2次岩見沢市空家等対策計画

市はこれまで、平成30年に策定した空家等対策計画に基づき対策を進めてきましたが、人口減少や少子高齢化によって空き家の増加は今後も続く見込みです。そこで、計画内容の見直しを行い、対策のさらなる充実を図るため、令和5年4月からを計画期間とする「第2次岩見沢市空家等対策計画」を策定しました。

問合せ先 市民連携室市民連携係 ☎ 35-4267

●管理不全な状態の空き家の状況

これまで、適正に管理されていない空家等を確認し、管理不全空家の所有者などに対して指導・助言を行ってきました。しかし、平成30年度に261戸だった管理不全空家は、令和2年度の大雪による屋根からの落雪や一部破損などで急増し、令和4年度には約1.3倍の355戸となりました。



●空き家対策

対象をこれまでの特定空家等（周囲に悪影響を及ぼす空き家）に加えて、新たに適正に管理されていない「管理不全空家」に拡大して対策を行います。

空家等の発生抑制

- 所有者などへの指導・助言の徹底
- 市民への周知・啓発相談・実施体制の整備
- 市民連携室を総合窓口として関係団体・機関などと連携

空家等の利活用および支援

- 「岩見沢市空き家情報登録制度（空き家バンク）」などにより空家等の利活用を促進
- 「岩見沢市不良空家除却補助金」により特定空家等の解体・除却を促す

適切に管理されていない空家等への対策

- 町会・自治会との情報共有を強化
- 所有者などへの指導・助言、緊急の対応が必要な時は、関係機関と連携し迅速に対応

空家家の適正な管理をお願いします

適正に管理されていない空き家は、防犯上の問題をはじめ、建築資材の飛散や落雪などによる安全上の問題、周辺的生活環境の悪化などさまざまな問題を引き起こす可能性があります。空き家が原因で近隣住民や通行人に損害を与えた場合は、その責任を問われることもあります。空き家を所有・管理している方は、適正な維持管理をお願いします。

大切な家が意図せず空き家となってしまうことがあります

「親が亡くなり実家が空き家となった」、「手入れが負担になり、戸建てからマンションへ引っ越した」、「一人暮らしをしていたが、高齢になり施設に入った」、「高齢となった両親が子どもの家で同居することになった」など、空き家となる事情はさまざまです。使われなくなり、長い間放置されてしまう家もあります。

空き家は定期的な点検・メンテナンスが必要です

家は、人が住まなくなると住んでいた頃と環境が変化し傷みや弱くなります。雪の影響の受け方も変化し、大量の落雪や大きな雪庇の発生を引き起こします。そのため、空き家は定期的に点検し、適切にメンテナンスを行う必要があります。また、連絡先を知らせておくなど、近隣住民と適切な関係を築いておくことも重要です。

点検・メンテナンスのポイント

- 外壁、屋根材、窓ガラスなどの確認
- 敷地内の草刈り、樹木の剪定
- 冬期間に備えた建物の破損防止
- ホームタンクの油抜きといった付属物の管理
- 屋根の雪下ろし
- ガス栓、水落とし、施錠の確認

空き家の所有者が適正に管理する責任があります



適正な管理をしないと、近隣住民に迷惑をかけてしまいます

